

第491回（定例）福崎町議会会議録

令和2年6月16日（火）
午前9時30分開会

○令和2年6月16日、第491回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

○出席議員 14名

1番	河嶋重一郎	8番	竹本繁夫
2番	松岡秀人	9番	柴田幹夫
3番	三輪一朝	10番	富田昭市
4番	山口純	11番	高井國年
5番	小林博	12番	城谷英之
6番	石野光市	13番	前川裕量
7番	木村いづみ	14番	北山孝彦

○欠席議員（なし）

○事務局より出席した職員

事務局 長 岩木秀人 主査 塩見浩幸

○説明のため出席した職員

町長	尾崎吉晴	副町長	近藤博之
教 育 長	高橋渉	公営企業管理者	福永聡
技 監	野邊正彦	会計管理者	小幡伸一
総務課長	尾崎俊也	企画財政課長	吉田利彦
税務課長	三木雅人	地域振興課長	成田邦造
住民生活課長	大塚久典	健康福祉課長	谷岡周和
農林振興課長	松岡伸泰	まちづくり課長	山下勝功
上下水道課長	橋本繁樹	学校教育課長	大塚謙一
社会教育課長	松田清彦		

○議事日程

第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

第1 一般質問

第1号 3番 三輪一朝

- (1) 新型コロナウイルス感染症に係る今後の本町自己財源における政策とスピードについて
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響による歳入減の縮小への取り組みについて
- (3) 新型コロナウイルス感染症による本年度、次年度以降の本町事業への影響について
- (4) 学校再開と文科省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生

- 管理マニュアル（学校の新しい生活様式）」について
- (5) 兵庫県による「自然災害と感染症との複合災害に対応した避難所運営ガイドライン」について
- (6) 2025年問題、2040年問題に係る本町の対応について
- 第2号 8番 竹本 繁夫 (1) 緊急通報システム設置について
(2) 地域介護予防活動について
(3) 水路改修時の補助制度について
(4) 新型コロナウイルス感染対策について
- 第3号 7番 木村 いづみ (1) 福祉の充実について
(2) 防災対策について

開 議

議 長 皆さん、おはようございます。
ただいまから、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員数は14名でございます。定足数に達しております。
それでは、これより本日の日程に入ります。
本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。

日程第1 一般質問

議 長 日程第1は、一般質問であります。
1番目の質問者は、三輪一朝議員であります。
質問の項目は
1、新型コロナウイルス感染症に係る今後の本町自己財源における政策とスピードについて
2、新型コロナウイルス感染症の影響による歳入減の縮小への取り組みについて
3、新型コロナウイルス感染症による本年度、次年度以降の本町事業への影響について
4、学校再開と文科省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（学校の新しい生活様式）」について
5、兵庫県による「自然災害と感染症との複合災害に対応した避難所運営ガイドライン」について
6、2025年問題、2040年問題に係る本町の対応について
以上、三輪議員。

三輪一朝議員 事前の通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

まず一つ目であります。新型コロナウイルス感染症に係る今後の本町自己財源における政策とそのスピードについてでございます。この新型コロナウイルス感染症の影響が広範かつ長期化をしております。そして、またその深刻度が増しているとの報道が広い範囲からございます。ということで、全国的にも、また本町

内の企業でありますとか、個人事業主等々におきましてもリーマンショックを上回る多様な業種に奥深く影響を与えていると言われてございます。その影響を緩和するため、政府は1次、2次、この複数次の補正予算を組みました。これによります財政措置を行っておりますが、とはいえ、隅々に国が対応してくれるわけではございません。その財源の自由度において、自治体が自由に使っているという部分もございしますが、財源の額からも隅々までなかなか届きにくいというのが現状であろうと思うのです。

そして、この新型コロナウイルス感染症によりまして、本町におきます住民生活、あるいは地域経済が受けた影響、これは重複しますが、これはまだまだ続くと思うのですが、こういったものを軽減するためにも自己財源を投入する時期がくるのではないかと考えております。また、この自己財源の追加投入につきまして、こういった財政措置ですね、本議会終了後におきまして、また町長の先般行われました先日の新聞発表もございました。これら以外にも新たに設定されることがあるのか、お尋ねいたします。

企画財政課長 6月18日に提案させていただきます議案、新型コロナウイルス感染症対策第2弾の補正予算、一般会計補正予算（第3号）におきましては、新型コロナウイルス感染症対応により、夏まつり、山桃忌など、イベントや事業の中止などによる不用となった事業費、道路照明のLED化及び交差点名標識設置事業など、未実施の事業で来年度以降に実施が可能な事業費及び議員の皆様にもご協力をいただき、特別職・議員期末手当の減額など、歳出予算の減額補正を行うとともに、国の第2次補正予算による新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金やその他の国庫補助金などを財源として、感染症対策として町独自の支援や対応策等を実施する予定です。

自己財源の投入ということですが、歳出の減額補正、国庫補助金など歳入歳出の調整に係り不足する財源につきましては、前年度繰越金を充てることにしており、町の自己財源の投入ということになるかと思っております。その後におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が今後も住民生活等に大きな影響を与えた場合には、国や県の動向も見ながら対策や対応をしなければならないと考えております。

三輪一朝議員 頼もしい回答を頂戴しました。本町の住民をどこまで町が対応していく、当然事業者等々の自己努力も大切ではございますが、町に気持ちは寄りかかっている部分もございしますので、よろしくお願ひしたいと思っております。今後の対応につきましては、その時点でどういった状態になっているのかということもございしますが、それはぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

次に、この新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、傷んだ住民生活、あるいは地域経済につきまして、今後新型コロナウイルス感染症の影響がさらに長期化、広範化するほど、生活弱者をはじめとした、また中小企業とか個人事業主、あるいは個人、規模が小さいといえますか、そういった事業体など、そういったところでは現金、あるいは短期間のうちに現金化できる資産が潤沢でない場合、こういった場合には倒産、あるいは影響をさらに拡大させないうちに廃業でございまして、個人の場合には生活保護という選択が起こりかねないということもあろうかと思っております。

そしてまた、回復するに際しましても非常に時間がかかり、また年単位の時間がかかるという可能性も否定できないと考えております。よって、深手の傷ということがこの新型コロナウイルス感染症の場合には言えるのかなと思っております。こういったものが元に戻るといえることには時間をかなり要するのだろう

と思います。ですので、深刻の度が一層増幅しないように、例えばこのコロナ対策におきましても、例えば防災におきましても同じであろうとは思いますが、そのスピード感ある施策の遂行が一層重要となってこようかと思えます。

その観点から、本町におきましてはスピード感ある施策の遂行についてはどのように実施されるのか、お尋ねいたします。

企画財政課長 スピード感をもって施策、事業に取り組むことは非常に大事なことだと認識しております。どのように実施するかということですが、施策や事業内容が決まれば、事業の実施主体となる課、職員が意思統一を図り、情報の共有化や業務を効率化することがスピードアップにつながるものと考えます。大きな事業では、課等の枠組みを超えた連携、応援体制の整備によりスピードアップが図れるものと考えます。

三輪一朝議員 そのゴーサインが出た場合なんですけど、そのゴーサインを出すということは当然町長でございますとか、その権限をお持ちの方々の判断が非常に大事になってこようかと思えます。そういったところでその経営、福崎町ということは一つの経営だろうと思うのですが、その経営に際して決定権限のある方々の速やかな判断をお願いしたいと思えます。

次に、その次の質問に移らせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響によります歳入の減少への取り組みについてでございます。この新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、経済が縮小しております。ということで、次年度以降の歳入の減少が見込まれると思えます。国のほうが発表しておりますが、減収補填債の発行でありますとか、また普通交付税の精算措置というものもあるようなのですが、歳入のギャップ、期をまたいでということもあろうかと思えますので、そのキャッシュフローにもタイムラグが生じる場合が生まれるかと思えます。

そして、この歳入減を縮小化する、あるいは財政力を向上させる手法にもなるかと思うのですが、ふるさと納税への取り組み強化、またクラウドファンディング及び遊休資産の売却あるいは活用などがそういった財政的な転ばぬ先のつえとなりまして、これらに今まで以上に積極的に取り組む必要性が高まる方向性にあるのではないかと考えております。

本町はこれら、あるいはこれら以外の手法の新規着手、あるいはその強化についての考え方になるのですが、新型コロナウイルス感染症の拡散以前と現在の間での変化はあったのか、お尋ねいたします。

企画財政課長 新型コロナウイルス感染症の拡大以前と現在の間で変化はあったかということですが、これまでのように、引き続き、ふるさと納税への取り組み強化は図っていきたいと考えております。

また、遊休資産につきましては、令和元年度に5物件の一般競争入札を実施し、2物件については売却することができました。遊休資産の売却により、自主財源が増えることは分かっておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響いかに遊休資産の売却を防ぐ、強化するという考えはございませんが、5物件のうち2物件しか売却できなかったという実績からも、遊休資産の一般競争入札を実施しても入札者や落札者がいない物件等については、先着申込み順の売却等を検討し、実施していきたくて考えております。

三輪一朝議員 遊休資産に関してのご回答なりは頂戴いたしました。先着にてという考え方も十二分にあり得るのかなというふうに私は思います。

そして、さきにもご回答頂きましたふるさと納税につきましても、こういった経済が縮小している環境、また遊休資産の売却につきましても同様でありましょ

うから、なかなか簡単ではないとは思いますが、そういった観点から次の質問に移るのですが、こういった各種手法につきまして、その経済が縮んでいるという環境のもと、歳入減を縮小化させるこういった、また、ほかの有効な策はあるのでしょうか。また、こういった、なくても今考えてらっしゃるということでしたらこういった状況なのか、併せてお願いしたいと存じます。

企画財政課長 不要不急な外出を控えていた、控えている今の社会情勢下では、ふるさと納税においてヒット商品となるような地場産の返礼品を取り扱うことができれば有効なものとなり得る可能性はあると思いますが、経済活動が収縮している現状において、その影響による歳入減をカバーできるような自主財源を大きく増やす有効な施策は今のところございません。

三輪一朝議員 予想していたのですが非常に現実的ともいえる回答を頂戴しました。とはいえ一層の努力をやはり継続していかなければならないことは町民の全ての皆様もそう思っているのかと思います。非常に簡単ではないことではありますが、一步一步進めるしかないのかなと思っております。

そうしましたら次の質問に移らさせていただきます。

また新型コロナウイルス感染症の質問なのですが、この感染症によります本年度、また次年度以降の本町事業への影響についてであります。先ほどもご回答がありましたように、コロナウイルスの関係で中止となった事業、そういったことで財源、不用額が生まれてきたということはあるのですが、このコロナウイルス感染症の影響によりまして既に一部の地方自治体では歳入減、あるいは新型コロナウイルス感染症への財源捻出による財政調整基金の縮小を見込んでおります。そういったことから、各自治体では事業の中断、縮小、延伸、あるいは中止がなされるケースが生じているようです。この地方自治体の歳入減につきましては、国の手当がなされない場合などの、本年度を含めた次年度以降の財政シミュレーションを早期に実施することで、財政の見える化を進めて早期に打開策に結びつけることが有効であるのではないかと考えているのですが、このことについて本町の考え方はどうなのか、お尋ねいたします。

企画財政課長 新型コロナウイルス感染症の終息時期につきましては、世界中で誰もが見通せない状況にあります。現状では、新型コロナウイルスの有効な治療薬やワクチンの開発がいつになるのかも定かではございません。また、日本だけではなく、世界各国の経済活動が収縮しており、いつになったら人、物の動きの制約がなくなり、経済が回復していくのかも分からない状況の中、次年度以降の財政シミュレーションをすることにはあまり意味を見いだせないのではないかと考えております。シミュレーションしたからといって打開策にもつながると思えませんし、今は足元の財政状況を見ながら、国や県の動向も見ながら対策や対応をしなければならないものと考えております。

三輪一朝議員 見方によりますと、その財政シミュレーションすることは今は当然無意味だというお考えもあろうかと思うのですが、例えば3パターン、あるいは4パターンぐらい、歳入の状況によってこの場合はどうするというのを企業ではやっていると思いますので、そのことについても、非常に手間がかかるものではあろうかと思うのですが、本町にとりましても無益になることはないと思います。ですのでそういったことも、もしご検討いただくと町民にとってプラスになるのではないかと思います。

そうしましたら次に、本町が本年度、次年度以降の事業を中断とか縮小、延伸あるいは中止と決定するに至る場合が今後生まれてくる場合があります。既にこれまで感染症の、人から人ということで、いろんな行事が中止されているのです

が、それ以外の、例えばちょっと私が最初にお示しした情報が不適切だったのかもしれませんが、工事でございますとか、そういったものの中止というところでお考えいただきますと、そういったことが中止となるような仮定をした場合、物差しとか判断基準は結局どういったところになってくるのか、お尋ねいたします。

企画財政課長 財政的に事業の縮小や延期を考えなければならない場合も出てこようかと思えます。今年度のような財政調整基金の取崩しが続けば急激な財政悪化を招くおそれもありますので、入るを量って出るを制すという言葉にありますように、財政調整基金の繰入れを最小限に抑えつつ、財政運営ができるように歳出予算を組んでいく必要がございます。町民の生命、健康、福祉に関する事業については縮小や延期はできませんが、次年度以降に先送りができるものや、町民の安全安心に即直結しないような臨時的な事業は、凶った歳入により事業費の縮小や延期をせざるを得ない場合が出てこようかとは思っています。

町長 新型コロナウイルス対応のご質問でございます。今回の新型コロナウイルスに対する私の思いを述べさせていただきたいなというように思います。

このたびの新型コロナウイルスの影響がいつまで続くかは誰も見通せないと思います。ですから余計に皆さんが心配をされて、経済が萎縮をしているという面があると思っております。私は、歳入が減るから歳出も減とするんだという考え方はおりません。入るを量って出ざるを制すという言葉はありますけれども、今回のような非常事態には、政府が一時はたくさんのお金を使っても早く正常な経済活動を取り戻すような対策を講ずべきであると思っております。

一つは、新型コロナに有効な治療薬やワクチンの開発であります。

二つ目は、新型コロナに感染しても皆が安心して治療が受けられる病院等医療環境の整備であります。

三つ目は、消費の喚起であります。お金は人間の体で言えば血液であります。今、血液の流れがあっちやこっちで目詰まりを起こしております。血液の流れをよくしていかなければなりません。

私たち地方自治体は、国が作成する来年度の地方財政計画に基づいた予算を作成していくわけですが、そういった視点での地方財政計画が作成されるものと思っておりますし、そういった意味におきましては国や県と連携して調整を進めていきたいと考えております。私は、本町の来年度に向けた事業計画にいたしましても、歳入が減となるから単純に歳出を絞るということではなく、将来の福崎町の発展を見据え、総合的に判断をしていきたいと思っております。

三輪一朝議員 町長のその積極的な考え、しばらくは財政的にも苦しい時間が生まれるということもご承知の上で、やはり町民重視というお考えを拝見しました。非常に心強く思っております。

そうしましたら次の質問に移らせていただきます。

4番目の質問でございます。学校再開と文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（学校の新しい生活様式）」についてということでもあります。現物をもってきておりますが、かなりの枚数で多様に幅広く書いてあって、先生方はこういったことに対応していくということでもかなり大変なのかなという観点から質問させていただきます。また、その影響が子どもへのほうに影響が出てはそれは差し支えが出ますので、それをできるだけ縮小したいという観点でございます。

この新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、休校していた学校の再開に当たりまして、今お示ししましたように文科省がこの新しいマニュアルを通知してございます。地域の感染リスクを3段階に分けて、人と人との距離の取り方、

あるいは実施できる教科活動や部活など幅広く内容を示してございます。これは子どもたちへの一層の安全の配慮のために、共有器材の消毒などをはじめとした対応を要します。そういったことから、当面の間は学校現場の業務量は拡大していくのかなとは思っております。

これらの学校の新しい生活様式を要求されているわけなんですけど、こういったことを具現化していくということにはマンパワーの量が重要であろうかと思うのですが、この必要とされるマンパワーの量と学校現場が有するマンパワーの量に乖離があることによって問題が顕在化しているのか、お尋ねいたします。

学校教育課長 文部科学省から5月22日に発出されました「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（学校の新しい生活様式）」では、ご指摘のとおり地域の感染レベルに合わせて3段階に分けており、そのレベルごとに新しい生活様式を踏まえた学校の行動基準が示されております。

現時点におきましては、当町の状況はレベル1の感染観察県のところにあり、このマニュアル等を踏まえて学校では感染リスクをできる限り抑える対応を行っております。その主な対応としましては、朝登校時の検温確認、教室での児童生徒の間隔が最大限とれる座席の配置、児童生徒のマスク使用、小まめな手洗いの指導、多くの児童生徒等が手に触れるドアノブや手すり・スイッチ等の消毒、教室等の換気を行っております。これら感染症リスク低減への取り組みは、主に教員等によって実施されておりますが、学校での対応が追いつかない状況ではありません。今後も引き続き、学校の状況に注視しながら対応を行っていきたいと考えております。

三輪一朝議員 問題がある状況ではないというご回答でした。とはいえ、負担が増していることは事実ではあるかと思うのですが、対応が必要ということになりましたら、また教育委員会をはじめとして、またバックアップなりをお願いしたいと存じます。

そして、このコロナの関係で休校になりました。そういったことで、画像によります教育教材の作成ということが、子どもの勉強を進めたいということもありまして、各先生方の努力でこういったことが始まっております。例えばこの教育教材の作成でございますが、例えば30分なのか40分なのかの動画を作成するに際しましては、その全体のストーリーですね、全体構想の作成とか、目に見える教材を作成した後に撮影したり、また撮影後の編集とか、慣れない業務でかなりのご苦労があったと伺ってます。学校が再開したことで動画教材の制作につきましては落ち着いているようなのですが、今後、第2波、あるいは第3波がございましたら、再び教育現場が混乱して、そのしわ寄せが子どもさんたちに向かう可能性がございます。こういったしわ寄せを最少化するためにも撮影用の編集など専門性を有する外部への部分委託など、その学校現場の業務量の軽減を図ることについてのお考えはどうか、お尋ねいたします。

学校教育課長 3月から5月までの臨時休業期間中に、各小中学校において、先生方が自ら動画を収録し、ユーチューブで公開するなど、児童生徒と関係を継続しながら学習習慣の維持や前の学年の復習などに頑張っていただきました。初めは先生方もなかなか難しいのではないかとということで、動画の数も少なかったのですが、慣れていただくに従いまして徐々に増え、多い学校では20から30という動画ができております。動画の作成だけではなく、教科書会社の分かりやすい動画を紹介するなど様々な方法を使って家庭とのつながりを保つように努めていただいたところでありまして。動画の収録から編集まで、もうかなり慣れていただけたと認識もしておりますし、外部委託することなく今後もやっていけるものと考え

えております。

三輪一朝議員 動画作成につきましては、四苦八苦しなながら流れに乗ってきたということで、先生方の努力に感謝をしたいと思います。ただ、いろいろな要求、要素がまた文科省から出てきたりとか、いろいろなことが出てくる可能性もございますので、またそういったことがございましたら、また教育委員会、また学校サイドのフォローもお願いできればと思う次第でございます。

そうしましたら次、5問目の質問に移らせていただきます。

兵庫県によります「自然災害と感染症との複合災害に対応した避難所運営ガイドライン」についてでございます。兵庫県は今申しましたガイドラインを作成してございます。この中では、避難所などの確保やまたその対応などについて県、市町、地域が連携して事前に準備を進めるというふうな事になってございます。本年度梅雨期間中は降水量が多いというふうな予報もあって、災害は時を選んでくれないというのが現実であろうと思います。新型コロナウイルスに関してこういった避難所なりのことにつきましていろいろな対応が求められるようになってきているのですが、本町はこのガイドラインにつきまして早急な対応を行う考えなのか、お尋ねいたします

総務課長 ご質問のガイドラインは6月1日に作成され、同日市町に提供されました。ソーシャルディスタンスに配慮した避難所内のゾーニングや、備蓄しておくべき衛生資材や物資など、感染症対策に配慮した避難所運営としては大変理想的なガイドラインになっていると感じました。しかしながら、1人当たりの居住面積を3平方メートル以上、3人世帯でソーシャルディスタンス部分も含めて20平米以上とるだとか、飛沫感染防止のため高さ1.4メートル以上の間仕切りを設置するなど、現状の福崎町が設定している避難所や災害用備蓄資材などと照らし合わせると、現実的でない部分も非常に多いという感じも否めません。

今後、県はこのガイドラインを踏まえた市町職員を対象とする研修会や秋に実施予定の兵庫県合同防災訓練において、避難所運営訓練を実施する予定とのことですので、これらの行事に参加することで福崎町の実態とすり合わせながら参考にしていければよいと考えています。

三輪一朝議員 今、総務課長から方向性が示されたと思うのですが、最後の言葉にございましたが参考にしていきたいというところをもう少し詳しくお聞かせ願えればありがたいと思います。

総務課長 先ほどの答弁の中でも申しましたように、福崎町の実態と照らし合わせると現実的でない部分、これを現実的なものに近づけていきたいという意味でございます。

三輪一朝議員 そうしましたら、なるべくその県が言うところと町の今現状と乖離をしているというところですので、それを近づけるといふところでの対応は求められますので、否応なしになってこようかと思っておりますので、またそれはこの感染症がいつまで続くか分からないというところの中で余計に懸念される材料にもなってこようかと思っております。非常に難しいのは誰もが分かっていることなんですが、ただ何度も申しますように、時を選んでくれないということがございますので、財政的にもまた要員的にも苦しいとは思っておりますが、早くできればという思いでございます。

次に、このガイドラインが避難所内の密集を避けることを求めています。そういったことで今、総務課長がおっしゃいましたように避難所の1人当たりの必要面積とかの関係で、収容人数に限られてまいります。本町はその避難所の収容可能人数の情報とかですね、今もう近々発行されようとしております防災マッ

プに掲載するとか、どこまでどうその防災マップに載せていこうかというところでも、まだ発行には至っておりませんので、その対応の時間があるのではという思いから質問するのですが、この防災マップにこの県の新しい考え方をどういうふうに掲載すべきか。このことについて本町の考えはどうか、お尋ねいたします。

まちづくり課長 現在作成しております防災マップについてでございますが、まず防災マップは国土交通省が作成しております水害ハザードマップ作成の手引などによりまして、それらを参考としながら作成をさせていただいております。その手引の中ではマップの作成範囲でありますとか、そういう記載事項について示されております。そのマップ内に標準として記載すべきもの、それから推奨として記載するほうが望ましいというものが掲げられておりまして、基本的にはそれらに基づきまして記載、表示を行っておりますが、そのほかにも周辺自治体の作成したマップなどを合わせて参考として記載を考えております。

今、言われました避難所の収容可能人数等についてでございますが、議員おっしゃられています避難所運営ガイドライン、確かにこちらは総務課長の答弁にもございましたように、避難者1人当たりの必要面積の目安が示されております。ただ、同じ5人の方が避難に来られましても、その5人の方がそれぞれ別々の世帯、1人世帯の方が5人来られますと必要面積が60平米必要ということになってきます。一方、同じ5人でも同一世帯の方でございますと28平米が必要というふうに、それぞれのパターンで必要面積が変わってございます。それらを防災マップに載せますと非常に煩雑になりますし、余計に見にくくなるという面もありますので、今現在のところはこの避難所の収容可能人数を防災マップに記載することは考えておりません。

三輪一朝議員 せっかく発行される防災マップでございますので、ぜひ有効活用したいという、またその情報を見ている住民も多くございますので、非常に避難に際しての重要な資料となっておりますので、その資料のさらなる指針化をお願いしたいと思います。

そして、この避難所の運営、またその必要な機材の関係になるんですが、今総務課長がおっしゃいました避難所におきます飛沫飛散防止に効果があるとされる高さ1.4メートル程度の段ボールのつい立ては、住民の生命に直結してくるとのそういった情報もございます。備蓄倉庫におきます備蓄品につきまして、新たにそういった効果があるとされる物品の採用、柔軟な見直しをすることについて、本町についてはどうか、お考えをお尋ねいたします。

住民生活課長 防災備蓄品としまして、現在、避難所用間仕切りを50セット備蓄しております。また、今回の追加補正で備蓄用消耗器材費としまして、マスク、アルコール消毒液、非接触型体温計を計上させていただく予定としております。その他、経常の予算もございますので、兵庫県が作成しましたガイドラインに沿いまして柔軟に対応したいとは考えております。

三輪一朝議員 そういった機器材につきましても非常に大切になってこようかと思っておりますので、よろしくお尋ねいたします。

そうしましたら最後の質問に移らせていただきます。

非常に大きなテーマと言いますか、問題ということでこのたび書かせていただいております。2025年問題、また2040年問題に係る本町の対応についてであります。いろんなところに2025年問題、2040年問題が波及と申しますか、影響を及ぼすというところから質問させていただきます。

団塊世代が75歳以上になって、医療、介護などの社会保障費が急増、こうい

ったことが懸念される2025年問題がございます。そしてその高齢人口の3割が85歳以上となって団塊ジュニア世代が高齢者になる2040年問題というものもございます。これらに合わせまして、リンクしているところは多々あると思うのですが、高齢者世帯の問題、独居高齢者の問題、病弱高齢者の助長、また孤立高齢者、認知症、ひきこもり等のそういった課題があるかと思えます。そういったところの課題について本町はどのように対処していこうとお考えなのか、お尋ねいたします。

健康福祉課長 団塊の世代が75歳以上となる2025年、またその先2040年にはさらに高齢化が進展し、85歳以上が高齢者の3割を占めると言われ、団塊ジュニア世代も高齢期を迎えるなど、困窮化、孤立化、認知症の増加など問題が深刻化すると思われます。これに伴いまして、病気、介護の多様化などにより、社会保障費は増加すると予想され、制度の存続が厳しくなると思われます。また、安心して住み慣れた場所で暮らしていただくには必要なときに適切なサービスが提供できることが重要ですが、出生率の低下で医療、介護の担い手が減少する中、将来的に支援を必要とする方と支援者のバランスの不均衡への対策も必要となります。

当町では、これらに対応するため、国が推進します地域住民や医療・介護のサービス事業者、公的機関等が一体となりまして互いに支え合う仕組みである地域包括ケアシステム構築に向けた支え合い体制づくりに社会福祉協議会とともに取り組んでいきたいと考えております。

三輪一朝議員 地域で、全体で支えていくというところが重要になってまいります。そして、最初のほうの質問にもございましたように、そのスピードがやはり重要になってこようかと思えます。ですので、簡単ではない問題ではあるのですが、あえて質問をさせていただきました。そして、これらの問題や課題につきましてですね、本町が対策、今、包括ケアシステム等の答弁を頂戴したわけなんですけど、こういった対策を講じるに当たっての課題が見えてきているのではないかと思うのですが、その課題はどうなのか。それをどうしようとしていらっしゃるのか。見えている範囲でご答弁を頂戴できればと思います。

健康福祉課長 高齢になっても自分自身の自立した生活を長く続けるだけではなく、支援者としての役割を担うことのできる体力を持ち合わせていただくこと、またそういう体力づくりに取り組んでいただくことが必要になります。そのためにも健康診査や保健指導、介護予防事業など、保健・介護の一体化事業に取り組む必要があると思っております。また、認知症やひきこもりの方への対応では、その人が地域での居場所を失うことのないよう、我が事会議での地域の福祉担当者と情報を共有し、早期の対応ができるよう努めることが大切だと考えております。

いずれにいたしましても、さらなる自助、互助の意識の育つ土壌づくり、共助、公助のサービスの充実などを保健、医療、介護の連携体制の強化が必要になるというふう考えております。

三輪一朝議員 自助、公助、共助というところの中で、以前、一般質問させていただきました、自らその運動をすることによってポイントがたまるといふ、そういったソフトですかね、アプリを導入していらっしゃる自治体があります。そういったことで、自助ができる体制をやはり強く進めていくという、それが原点ではないかと思うのですが、そういったところも併せまして対策を求めるといふことで、私の一般質問を終了させていただきます。

議 長 以上で、三輪一朝議員の一般質問を終わります。
次、2番目の質問者は、竹本繁夫議員であります。
質問の項目は

- 1、緊急通報システム設置について
 - 2、地域介護予防活動について
 - 3、水路改修時の補助制度について
 - 4、新型コロナウイルス感染対策について
- 以上、竹本議員。

竹本繁夫議員 おはようございます。議席番号8番、竹本です。通告により、議長の許可を得、一般質問をさせていただきます。

まず、一つ目でございます。緊急システムの設置についてですが、新型コロナウイルスの関係で長く自粛が続いております。5月25日に全国において緊急事態宣言が解除され、東京においても東京アラートが6月11日に解除となり、関西圏内では13日、感染者がゼロという報告が発表されていきました。これから新型コロナウイルス感染に気をつけて経済活動も再開され、元に戻ってほしいという気持ちを一番強く感じております。

まず、お尋ねいたします。福崎町も少子高齢化の傾向ですが、70歳以上の方でひとり暮らしの世帯は今現在何人おられますか。

健康福祉課長 実際のひとり暮らしの方というのは、なかなか把握はできてないのが実情でございます。住民票上での70歳以上の1人世帯ということでございますが、6月9日現在で1,008名おられます。

竹本繁夫議員 1,800名ですか。

健康福祉課長 申し訳ございません、1,008名でございます。

竹本繁夫議員 70歳以上の高齢者の世帯で1人世帯にとって、生活していく中では元気に仕事や地域活動をされておられれば一番いいのでございますが、やはり高齢者ということで、体の異常というのは人によって様々でございます。そういう中で、持病がある、基礎疾患のある方は特にそうでございますけれども、やはり顔の見える地域のつながりは私はすごく大事なことはないかなと、そのように思っております。しかし、人によっては人付き合いが下手というような、あまり近所付き合いがうまくやれない方、そういうような方もおられるのも事実でございます。

特に、地域においては、そういう方々も含めて民生委員さんや福祉委員さんの方々の、やはりボランティア活動の行動に大変お世話になっているところでございます。ひとり暮らしの人は、家族が遠く離れ離れで暮らす方で、高齢者の見守りのツールとして、それぞれスマホや、最近、テレワークなども聞くわけなんですけども、定期的に顔が見える形で、通信器具を使われて安否確認をされておられる家族もおられます。

そこでお尋ねいたします。急な体の不調が発生したとき、ボタン一つで緊急に連絡ができることにより、安心した生活が送れるのではないかと考えております。緊急通報システム設置に係る費用、どのくらいかかるのか。また、通信費用は月、年間でもいいんですけども、どのくらいの負担をしなければならないのか。70歳以上でひとり暮らしの世帯の方で、この通信システムを今現在、何世帯の方が設置されておられるのか、お尋ねいたします。

健康福祉課長 この緊急通報システムにつきましては、町のほうが設置、委託をしておりますので、そちらのほうの町のほうの費用としましては1台当たり年間2万460円の費用がかかっております。これに対しまして、設置をされている方の費用負担になりますが、こちらにつきましては前年度の住民税の所得割で判定をしておるわけなんですけども、所得割額が1万円を超える方につきましては設置時に2万円の費用を頂いております。それ以外の方につきましては、設置費用については

全額町のほうが負担をしております、今現在、つけておられる方につきましては、ほとんどの方が無料で設置をさせていただいているところがございます。

それから70歳以上の方で緊急通報システムを設置されている方につきましては、今現在、61名でございます。

竹本繁夫議員 今現在、100基足らずの方が、ひとり暮らしとしましては1,000名、1,008名と言われましたけれども、一応1,000名ぐらい、100名の方が、あと900名の方が設置されておられないと。その中でも所得割額で、先ほども課長の説明の中で1万円、またその前後によって非課税の方は無料、1万円を超える方は2万円と、その負担が要るということのお話でございますが、先般、これは70歳の、75歳になっていない方でございますけれども、朝方に急に、もう本当にふだんは、またグラウンドゴルフの話もあるわけなんですけれども、このコロナの関係かどうかは本当は分からないんですけども、そういうふうな影響で運動不足の方だったと思うんですけども、急に朝方、多分、頭が痛く、直接私は聞いていませんので、人づてで話を聞かせていただいたんですけども、頭が痛くなって、ふだんから付き合っている友達に取りあえず電話して、頭が痛いんで助けてほしいと。ひとり暮らしですから、普通はドアに鍵をかけて入れないようにされておられるわけなんですけれども、そのときはもう玄関は開けた状態で玄関口で倒れておられました。幸いに、どこの病院に入られたかというのも私は聞いておりませんが、今の状態は左半分、やはり血が回らなかったということと、できるだけ早く発見されたということで、機能的には三月ぐらい入院すれば回復するであろうと。

何を言いたいかと言いましたら、できるだけ、もう70過ぎればできるだけそういった緊急システム、ひとり暮らしに限ってね、やはり二人暮らしになれば誰かが一緒にそばにおるから、何かそういう状態になったら連絡があると。たまたま友達のとこにまで連絡できるだけの余裕があったから助かっておると。そうでなかったら多分、地域と関わりない人であれば、1週間も2週間も過ぎてから発見されるということも起こり得るであろうと、そのように思っております。

そういうふうな中で、やはりそれが70歳以上でいいのか、75歳以上でいいのかというのはまた判断をしていただきたいなど、そのように思うわけなんですけれども、できることならば、そういった高齢者でひとり暮らしの世帯には優先的に、また町のほうでやはり安心して暮らしていけるこのような機械がありますよと、また費用も町が、絞っていきますから、もう少し75歳になれば、ちょっと今70歳以上で1,000人という人数を聞いたんですけども、多分、75歳になればもっと幅が狭くなります、人数が減ります。だから町の負担も少なくなります。そのようなことも今後考えていただきたいなど、そのように思うわけなんですけれども、町長、どうでしょうか。

町長 今のお話を聞かせていただいて感じたんですけども、友達に頭が痛いからという電話をされたということで、それはそれで大変よかったなというように思います。また、もう一つですね、119番に電話をするという手もあるわけですね。そういったこともある。そして、私、こういった方の見守りという観点から言いますと、やはり民生委員さんでありますとか、協力委員さんでありますとか、またその近所の方とか、そういった方とのふだんからのコミュニケーションをとっていくということも大変大事なことはないかなというように思っております。この緊急通報システムがあることによって安心感はあるということはそのとおりなんですけれども、やはり人間、生活する上で、1人では生きていけません。ほかの人とつながってこそ、人間らしい生活が送れるんだろうなというように思っ

ております。

今、課長が申しましたように、この緊急通報システムを設置する基準といたすのは、65歳以上の1人世帯などを対象として、地域での見守りが必要である方ということで、民生委員さん等の意見を聞きながら、つけてほしいと言われた方に対して設置をしているということでもありますので、もし希望される方があったら、民生委員さんに申し出ていただければ、しっかりとした対応をさせていただきます。

議 長 一般質問の途中ですけれども、暫時休憩いたします。
再開は10時45分といたします。

◇

休憩 午前10時30分

再開 午前10時44分

◇

議 長 会議を再開いたします。

竹本繁夫議員 先ほど町長のほうから答えていただきましたように、本当に地域の中で民生委員さんとかそういった方々を通じて、また関わりをもって生活していただくというのが本当は一番いいわけなんですけれども、やはりなかなかその方たちともなかなか付き合いが下手な方もおられますということだけ頭に入れていただいて、全部が全部本当に地域のつながりにやってほしいというのが、これは私もそういう願いでございますので、いろんな方がおられるということで、記憶にとどめていただきたいなど、そのように思っています。

次に、地域介護予防活動についてでございます。先ほどのひとり暮らしの方にとっても、地域の中でこのような健康づくりの一つで、各地域で介護予防の普及活動が実施されておるところでございます。町内33地区のほとんどでふくろう体操が実施されていると、そのように聞いております。参加人数を少しでも増やしていく努力はどのような方法でされているのかお聞きしたいことで、ただ、この時期については、先ほどからも新型コロナウイルスの関係で、集まれば3密を避けなければなりませんので、この時期は推奨はどうかと、そのように思っているところです。実際、集まれば話はずみ、近くに寄って話をする場合も増えてくるかと、そのように考えます。今、このふくろう体操においても、4月から休まれておられます。また、この7月過ぎから開始されるのではないかなんと思っておるところでございますけれども、担当課といたしましては、このようなふくろう体操に対して、どのように、啓発も含めて取り組まれておられるのか、少しお聞きしたいと思います。

健康福祉課長 平成18年度から各自治会に体操を普及しまして、現在32自治会、34会場で開催されておりました、昨年度の参加者人数につきましては747人ということでお聞きしております。参加者を増やす取り組みとしましては、ふくろう通信というものを年1回発行しておりました、参加者の方、それから町内の方には回覧というような形で発行して活動の周知を行っております。また、軽度の要介護者に参加していただきたいということで、担当するケアマネジャーに介護支援計画への導入を推奨したりもしております。また、内容の充実のために口腔機能の維持向上ということで、歯科衛生士によります口腔指導を行っております、本年度はそういったものの、舌圧測定の導入にも取り組んでいくというようなところで考えておるところでございます。

竹本繁夫議員 課長の説明の中で、ふくろう通信とか、そういった中で啓発をしておると。各会場においても口腔指導というんですか、そういうことで推進を図っておられ

るということを聞かせていただきました。このふくろう体操においては、多分、指導員のビデオ撮りで、そのことを映された中で体操をされておられると思うわけなんですけども、こういった体操の種類といますか、どれぐらいの種類を町のほうはお持ちをされておられるんですか。

健康福祉課長 ふくろう体操としましては3部構成といたしまして、1番目が準備体操ということでストレッチ、それから口の体操ですね。それから2番目に自分の体重を利用した自重体操と言いまして、足を上げたりとかそういったもの。それから3番目がセラバンドということで、セラバンドというゴムのバンドを使いまして、これで手や足に負荷を加えた体操ということで、そういったものの体操を行っていただいているというところでございます。

竹本繁夫議員 この3部構成において体操をされておられるわけなんですけども、もっとほかに違った体操をしたいなというような要望は町のほうには届いておられるんですか。

健康福祉課長 他の体操の要望ということなんですけども、一部の方からそのような声は聞いております。福崎町につきましても他町に先駆けて地域の自主的な介護予防活動ということでふくろう体操を普及しておりまして、現在もその体操を行っていただいているところではございます。

竹本繁夫議員 先ほどの課長の答弁の中で、32地区、そして34会場でというのは、人数的には747名という答えだったんですけど、それでよろしいですか。

健康福祉課長 はい。

竹本繁夫議員 そういう中で、私のほうにもできるだけ違った体操もどうかなという声があって、私的には1回だけしかやってないんですけども、結構ハードな面も実際ありまして、運動にはなるなど、実際そういうふうになっております。そういう中で、ふくろう体操をすることで、本当に体操だけじゃなくて、近所の人と話し合ったり、そうすることで、会話をすることで少しでも元気につながってくるなど、そのように思っておるところでございます。

次に、水路改修時の補助制度についてお聞きしたいと思います。地区全体で営農の効率化、水路改修、農道改修していく場合は、これはほ場整備で基盤整備事業とか、事業名はいろいろ言われておるかも分かりませんが、そういうふうな事業で取り組めば補助率も大変よいと思うわけなんですけども、水路のみの改修の場合は、この何十年間の間はなかなか町単独事業で取り組むと、これは町の予算名目では農林水産業関係の補助金制度で現在事業を取り組んで、そういった水路の改修をされておるところでございます。そういう中で、町内においては水路の老朽化が進んで水路改修しなければならないところがたくさん私はあると思います。

そこでお尋ねいたします。水路を改修する場合の補助率と事業費の限度額を教えてくださいたいと思います。

農林振興課長 毎年各集落からの要望によって行っています水路の改修ですけども、町単土地改良事業におきましては、上限250万円で補助率は50%となっております。

竹本繁夫議員 事業費の限度額は250万円、補助率は50%ということをお聞きしたわけなんですけども、各地区において水路を直していく、延長がかなりあるところは、そのような場合はどのようにしたらいいのでしょうか。

農林振興課長 地区がまたがっている場合とか、それから土地改良区とか水利組合で管理している事業におきましては、1事業の基本額は250万円と先ほど答えさせてもらったんですけども、3集落目から、1集落増えるごとに200万円が加算されまして、最大650万円までということになります。ですから3集落で水路改修するとなれば450万円、4集落以上になると650万円というような

事業の上限額となります。

竹本繁夫議員 課長のほうから説明がありましたように、管理組合が組織されているところは4集落になれば650万円まで事業費の限度があるというところで、改修の工法にもよりますけれども、どれくらいの金額でそういった事業がなされるのか、実質、水路改修も、少し大きな水路になりましたらすぐに1,000万円単位の事業費が、これはもうかかってきます。そういうようなところで限度額が650万円というのを、水路が本当に改修する場所が増えてきたところ、また複数の地区にまたがって直していかなければならない事業については、1年でできなければ継続した形で2年、3年というふうな形で取り組んでいってもいいのか、ちょっとその辺のところも含めて教えていただきたいと思います。

農林振興課長 数年にわたって事業をしていただいたらよいかと思います。1年で650万円が上限と考えていただいたらいいかと思います。

竹本繁夫議員 それと、先ほど多集落にまたがって行う水路事業についてはそういうような中でやっていけるわけなんですけども、そういう事業に国、県とか、そういうようなところで、今現在、補助率も割と高額である事業というのは、危険ため池とかそういったものは、ほ場整備とか、治山事業で山が崩れる、そういうようなものはよく聞くわけなんですけども、水路事業そのもの自身はどうなんでしょうか。

農林振興課長 水路の改修につきましては、対象となる水路の受益面積、設置した団体事業や改修の範囲、それから総事業費などで、いろんな要素で対象となる事業も変わってきます。例えば、地域農業水利施設ストックマネジメント事業というのがあります。これでは国50%、県14%、町21%、地元15%の負担ということになります。団体営事業で造成された農業水利施設に対して機能保全計画に基づく予防工事、それから事後保全工事に対して助成されます。

1、機能保全計画が策定されていること。2、受益面積合計が10ヘクタール以上であること。3、総事業費が2,000万円以上であること。4、別途県で定める地域農業水利施設保全対策実施方針で位置づけられていること。というような要件がありまして、1番で言わせてもらいました機能保全計画の策定については別途補助制度もあります。詳細につきましては、対象となる水路について調査をする必要もありますので、農林振興課の土地改良係までご相談ください。

竹本繁夫議員 機能保全とか、いろいろ条件がある中で、事業費も2,000万円以上とかいう基準をクリアすればそういった事業も取り組めるんだなというのが分かりました。ありがとうございました。

次に、新型コロナウイルス感染対策についてでございます。感染対策については先ほど同僚三輪議員さんのほうから多種にわたって質問されておられましたので、できるだけ重ならない、またそういった中で質問させていただきたいとそうように思っておりますので、重なった場合はご容赦、先ほど答弁しましたということで答えていただいたらいいかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

こういった6月のシーズン、実際、梅雨に入って、それから台風シーズンとなり、またよくゲリラ豪雨も本当に毎年のようにきます。また、山崎断層の関係もあり、本当に地震もこれからどのような大きさのものが起こるかも分かりません。そこでお尋ねするわけなんですけども、先ほども避難所の設営のマニュアルにおいて、一人一人、また家族によって1人当たりの平米数を変えたり、家族の人数によって、やはり密接にならないように考えておられるというのをお聞

きいたしました。その中で特に大きな、今までと違う、避難設営において違う点を数点教えていただいたらありがたいかなと思います。

総務課長 先ほど三輪議員に対する答弁でも申しましたが、家族ごとの囲いがあるわけなんですけど、その間の通路を利用したソーシャルディスタンス部分を1メートルから2メートルとるでありますとか、間仕切りの高さを1.4メートル以上に設定するでありますとか、そういったところが新しい考え方ではないかなと思います。

竹本繁夫議員 先ほどからも答えていただきましたように、家族単位になれば、3人家族なら居住面積20平方メートルですか、そういうような中で、間仕切りするのも1.4メートルの高さをする。実際に先ほども、避難所におけるの備蓄品の特に確保なんでございますけれども、先ほどマスク、アルコール、そういったもの、また体温計というんですか、そういう中で簡単に人と触れない、というのは、職員さんもその避難所の設営に当たっては職員も対応しなければなりません。だからできるだけ接触を避けるためにも、よくテレビで出てますサーモグラフィーの体温測定器があれば少しでも、職員の方もそこにいていただいて、避難所の設営をするに当たっても少し負荷が少なくなるのではないかなと、そのように思っています。避難所に行く人もそうなんですけども、避難所の設営において職員もそこに関わらなくてはなりませんので、やはり職員の健康面も含めて必要ではないかなと思うわけなんですけども、その点はどうでしょうか。

住民生活課長 サーモグラフィーといいますとまだちょっと高額になりますので、今回の追加補正予算では非接触型の体温計を全ての避難所に配備できるように20個の計上をさせていただいているところでございます。

竹本繁夫議員 実質、サーモグラフィーのほうは、実際こう置いて遠く当てていきますので、費用は少し高額になると。でも先ほども言われましたように、近くまできてくるのであるんで、できるだけそういうようなものも今後含めて、費用がかさむからということでは、その言葉だけではやはり少しおかしいのではないかなと。やはりその職員に命令で行っていただいて住民の安全、安心のためにやはりしていただくんで、そういうことも含めて今後必要ではないかなと私はそういうふうに認識しておりますので、このたびは別としましても、やはり準備等はしてほしいなとそのように思っております。

次に、学校、教育委員会としての危機管理体制、これはもう特に教育委員会としても再三頑張っておられるということも承知しておるわけなんですけども、この6月から学校生活が始まり、本当に子どもたちにとっては少し落ち着いてきておるのではないかなと思います。先生も生徒も長い自粛生活のため、この期間、正直、規則正しくできておる子どもはいいんですけども、やはりたくさんの子どもの中にはなかなかできない子どもがたくさんおられ、大変だったのではないかなと、家族の方も含めてそう思います。やはり、学校が長く休みの場合、学校に行きたくない、規則正しく生活ができないためにそのような子どもも出てきておるのではないかなと思います。しかし、安心な生活を取り戻すにはワクチン、薬とか、早く開発されなければなりません。学校において感染者がこれから発生した場合の対応策を教えてくださいと、よろしく願いします。

学校教育課長 児童生徒と教職員の感染が判明した場合、学校には通常、本人や保護者から感染が判明した旨の連絡がされることとなります。感染者本人への行動履歴等のヒアリングは保健所が行うこととなります。保健所が学校において感染者の行動履歴の把握や濃厚接触者特定のための調査を行う場合、学校や教育委員会も

協力をいたします。感染者や濃厚接触者等が特定された場合、学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置をとります。この出席停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間とされております。校舎内の消毒につきましては保健所と連携しまして当該感染者が活動した範囲の物品等を消毒いたします。

臨時休業につきましては、児童生徒等や教職員の感染が確認され、濃厚接触者が保健所により特定されるまでの間、学校の全部または一部の臨時休業を実施するかどうかを判断いたします。また、学校保健安全法20条に基づく学校の全部または一部の臨時休業を行うのは、保健所の調査、学校への助言等により感染者の学校内での活動の状況や地域の感染拡大の状況を踏まえまして、学校内で感染が広がっている可能性が高いと判断した場合に行います。

竹本繁夫議員 本当は発生してほしくないというのは私も願うところでございますので、手洗いから、本当にそういったことだけで収まればいいんですけども、やはり親御さんとかそういったところから本当に活動すればどういった中でウイルスが人に感染してくるか、これはもう分かりません。そういう中で学校運営として学級閉鎖が、実際、感染者が出た場合、長期に及ぶ場合が出てくるかなど、そのように思っているところです。

子どもの学力保障に対して今後どのように考えておられるのか。また、今回の長期期間の休みに対しても熊本県、熊本県は熊本地震によってすごく事前の準備とかされたみたいで、3年前から取り組まれておられると。そういうような中でこの非常事態にオンラインで学習の遅れを組まれたそうです。実際どこまで学習の遅れが取り戻せておるのか、そういったものは分かりませんが、すごく取り上げられておりました。しかし、このオンライン学習も私は大事なんですけども、子どもたちの成長には本当に経験を増やすことが大事と、このように感じております。

人との触れ合いを通じて学べる、友達と話し合ったり、クラブ活動をしたり、実際、なかなかストレスがたまる場合もあります。でもあまりこれは褒められませんけれども、子どもたちでございますから、言い合ったり、少しね、けんかしたり、本当はけんかもないほうがいいんですけども、やはりそういったことが起こるかも分かりません。でも、私はそういうような中でも人と関わりをもって、人を大切にすることを育んで人間形成につながっていく、そういうふうな思いでございまして。そうすることによって、関わりをもつことによって人は成長していくものではないでしょうか。そういう意味では、長期休暇は私はマイナスが多いなと実際思います。でも、子どもたちの学習においては、学習の遅れを取り戻すためには、オンラインも必要ではないかなと思っております。その辺の考え方も併せてお考えをお聞かせ願いたいなと思っております。

学校教育課長 学校、学級閉鎖が長期の期間となった場合の子どもの学力の保障につきまして申し上げたいと思いますが、まず子どもの学力の保障としまして、先ほどから出ておりますオンライン学習でありますとか動画配信の活用が大事になってまいります。子どもの学びを止めないためにはGIGAスクール構想による情報端末の整備が重要であると考えております。

このたびの新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、国におけるロードマップでも令和5年度達成としていた端末整備計画を前倒しして今年度中に完了させるとともに、Wi-Fi環境が整っていない家庭に対する通信施設の支援、学校と児童生徒が同時双方向でやり取りを行うための教師が使うカメラ、マイク等の整備、急速な学校ICT化を進める自治体を支えるためのGIGAスクー

ルサポーターの配置などの支援が追加されたところでもあります。当町におきましても、今年度中の情報端末の整備完了に向けて鋭意努力をしているところでもあります。コロナ第2波がきて再度の休業となった場合にも、子どもの学びを止めないための支援として、第1波でも実施しました紙の教材、テレビ放送を通じた学習やオンライン教材等を活用した学習、児童生徒の実態に応じた同時双方向のオンラインでの指導を組み合わせた家庭学習を現在、研究しておるところでございます。

竹本繁夫議員 先ほどもオンラインを進めていく中で前倒しでやっていきたいというところで、本年度も予算化されたところがございますので、できましたら少しでも早く取り組んでほしいなど、そのように思っているところがございます。

次に、ワクチンや薬の開発ができていない時期であります。この緊急事態宣言が兵庫県では5月21日、全国では5月25日に解除され、社会活動や経済活動においても再開され、3密を気をつけた中で活動されていきます。そういうような中で、私は誰もがこれから感染するリスクがあると考えております。感染した場合、私は感染者は被害者と思っておるところでございます。子どもであったり、大人であったり、これは誰が感染するか分かりません。

先ほども言いましたように誰でもが被害者となり、またその被害者に対して、あってはいけないことですが、感染への不安から差別を生み出す、背景にある風評被害、誹謗中傷、いやがらせ行為、インターネットによる悪質な書き込み行為などが起こっているところでもあります。これはコロナとは違うわけなんですけども、プロレスラーの木村花さんが22歳の若さで自殺しておられ、これは報道でテレビ等、プロレスのそういった方が自殺されたのもインターネットによる誹謗中傷ということが原因ということでニュースで流されておりました。

そういうような事象が発生した場合、町として住民が安全、安心して支え合える社会となり、この住民の生活を守るために町としての行動を教えていただきたい。被害者に寄り添える考えで、相談体制についてどういった取り組みをされるのか。もちろん、本人からのSOSが発信されなければ分からない点はいくつかも分かりませんが、そういった体制の取り組み方を事前にマニュアル的なものがありましたら教えていただきたいと、そのように思います。

社会教育課長 コロナウイルス感染症の関係で、延期や中止になった機会もありますが、自治会研修や民主化実践発表会など各種人権研修の場で風評被害、差別のないまちづくりを取り上げ、人権意識の高揚に努めることとし、状況を見ながら啓発活動を行ってまいりたいと考えています。

竹本繁夫議員 自治会研修とか、そういったことも啓発の一つのものとしてはいいと思いますけれども、やはり個人の方がSOS、どこへ本当に相談に行ったらいいのか。実際、役場の中で、そういった中で、どこへ行ったら対応していただけるのか。そういうことも含めて検討してほしい。実際、この人権問題に関わることも、実際、被害に遭われた方は、やはり誹謗中傷においては個人がすごくダメージを受けますので、刑事事件といいますか、そういうようなことまでも発生するのではないかなど、私はそういうふうに思っております。そういう中で、学校でも起こる可能性もあると思います。これは子どものケアも含めて、子どもたちがやはり安心した学校生活を送るためにも、教育委員会としてお答えいただきたいと、そのように思っています。

学校教育課長 感染者、濃厚接触者とその家族、感染症の対策や治療に当たる医療従事者や社会機能維持に当たる方とその家族等に対する風評被害、偏見、差別につながるような行為は断じて許されないものでありまして、新型コロナウイルス感染症

に関する適切な知識をもとに、発達段階に応じた指導を行うことが不可欠であり、このような偏見や差別を生じないようにいたします。

そのために平素から週1時間の道徳教育、総合学習の時間を中心に全教育活動の中で発達段階に合わせて人権教育を行っております。本年度は3月当初から風評被害等を懸念して、学校長を通じ、児童生徒に対し、指導を行っているところであり、保護者にも学校だより等で啓発し、家庭における指導もお願いしているところでもあります。学校再開になった6月からは、養護教諭等により現時点で正しいとされている新型コロナウイルス感染症の正しい知識や新しい生活様式の指導を依頼するとともに、学校長には朝会や全校集会等で偏見や差別は間違っているという指導を再度依頼したところでもあります。風評被害、偏見、差別は絶対にあってはならないと考え、今後も随時徹底して指導していく方針であります。

竹本繁夫議員 先ほど課長のほうから答えていただきましたように、子どもたちの、やはり命を守る、そういった風評被害で命を落とすようなことがあってはなりませんので、子どもたちの毎日の生活、先ほども答えていただきましたように、子どもたちの、やはり発達段階で感じるところも違いますので、子どもたちの気持ちになって相談に乗っていただきたい。また、チームとして一丸になって学校としては取り組んでほしいと、そういう願いで質問させていただきました。これで一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長 以上で、竹本繁夫議員の一般質問を終わります。

次、3番目の質問者は、木村いづみ議員であります。

質問の項目は

1、福祉の充実について

2、防災対策について

以上、木村議員。

木村いづみ議員 議席番号7番、木村いづみでございます。

通告書に従いまして、議長の許可を得ましたので一般質問をさせていただきます。

新型コロナにより、多くの方の生活が激変し、過去に例を見ない生活を送ることとなりました。ひとり親家庭においては、コロナの前から毎日大変厳しい生活を送っています。このたびのコロナにより、二人親の家庭においても生活が激変された方が多く、ひとり親世帯においては経済的負担は計り知れないものとなっております。全国の年間離婚件数は平成14年を最多に減少しているものの、母子家庭が123万2,000世帯、父子家庭が18万7,000世帯と依然として多くのひとり親世帯が存在しています。子育てと生計の担い手、子どもの養育面で様々な困難に直面しています。

離婚母子においては、約7割から8割の家庭が養育費が払われていないのが現状であります。こうしたことから、81.8%が就業しているにもかかわらず、平均年収が200万円台と低い水準にとどまっている。パート・アルバイトなどの収入は133万円となっております。ひとり親の就労支援として事業主に対して支援するメリットは、特定求職者雇用開発助成金やトライアル雇用助成金がありますが、就労するひとり親には何もメリットがないのが現状です。

児童扶養手当が支給となるのは、今現在の経済状況ではなく、去年の所得が基準となります。離婚母子家庭はみんな児童扶養手当をもらっているように思われがちであります。児童扶養手当の全部支給所得制限限度額の引き上げが平成30年に行われ、収入ベースで130万円から160万円に引き上げられ、支

給回数も年3回から年6回へと変更になりました。扶養親族等の数が1人の場合、160万円の収入に全部支給の4万3,160円の12か月分の51万7,920円の約211万円で生活することになりますが、その年に頑張っても311万円を超えてしまうと一部支給も翌年から支給されません。

子育てしながら児童扶養手当をもらわずに、ダブルワーク、トリプルワークをして頑張っている親もいます。小さな子どもだけを家において時給の高い深夜や夜勤をしておられる方もいることでしょうか。現在、当町において、ひとり親世帯は何世帯あり、そのうち非課税世帯、課税世帯は何世帯ありますか。

住民生活課長 ひとり親世帯、これは児童扶養手当の申請世帯数でございますが147世帯でございます。ひとり親世帯の課税、非課税は把握しておりません。

木村いづみ議員 ということは、この数字で言いますと、児童扶養手当を支給申請されている方が147世帯で、ひとり親世帯は把握はできないということでしょうか。

住民生活課長 児童扶養手当を申請されていない方もいらっしゃるかとは思いますが、全てのひとり親世帯を把握することはできません。

木村いづみ議員 ということは女性、女性と言うたらおかしいんですか。世帯主が1人、もちろんそうですね、質問を変えます、すみません。ひとり親に対しての、このたびのコロナ支援以外で当町独自の支援策はありますか。コロナ支援以外でお願いします。

健康福祉課長 新型コロナ対策支援以外でのひとり親世帯に対しての町独自の支援策としましては、母子家庭等の医療費助成事業としまして医療費の個人負担を全額助成していますのと、あと母子・父子家庭等就学・就業助成金としまして、ひとり親家庭の児童が小学校入学時、中学校入学時、中学校卒業時にそれぞれ助成金を支給しておるものがございます。

木村いづみ議員 その助成金の金額って分かりますか。

健康福祉課長 小学校入学時にお一人に6,500円、それから中学校入学時にお一人8,500円、中学校卒業時に1万5,000円ということでございます。

木村いづみ議員 公的年金を受給している寡婦の方とひとり親世帯の課税世帯、非課税世帯関係なく、このたびの新型コロナの経済的支援を要望いたします。かつて、母子家庭等日常生活支援事業がありました。平成25年の12月議会の一般質問でお尋ねした際、母子家庭の方が一時的に家事援助とか保育サービスを必要とするときに支援員を派遣するサービスが郡単位で中播磨のほうから共励会を通じた形で委託している事業がありましたが、その当時、利用者がいないため支援員はいないということでしたが、今現在、母子家庭等日常生活支援事業はありますか。

健康福祉課長 兵庫県が県の婦人共励会に委託して行っております事業で、日常生活支援事業というものが現在もございます。

木村いづみ議員 今後、コロナ対策として、ひとり親家庭において、その親がコロナにかかり入院になった際の対応として、この事業が私は必要不可欠であると思います。利用者がいないから支援員がいなくても、一人でも声が上がれば支援員を迅速に派遣できる体制づくりを要望いたします。

また、収入のない高校生、専門学生、大学生においてもまだ自宅にてオンライン授業を受けている子どもたちがいます。気温も日まじりに上昇しており、エアコンなしでは自宅学習もできないと思われまして、家庭における経済的負担もかなりかかっていると思います。高校生のことを言うと、高校生は県ですからと毎回言われるんですけども、高校生も専門学生も大学生も福崎町に住所をおいている方は福崎町民です。町民をしなくてどうするんですか。当町に住民票をおいていない一人暮らしをしている大学生が何人いるのか把握されているのでしょうか、

お願いします。

住民生活課長 一人暮らしをしている大学生全ての把握はできませんが、神戸医療福祉大学生であれば住民票をおいている、おいていないにかかわらず525名と把握しております。

木村いづみ議員 高校生、専門学生、大学生に対して、町独自での支援策はありますか。コロナ支援以外でお願いします。

健康福祉課長 新型コロナ支援以外でということですが、こちらにつきましては高校生についてということになります。入院時の医療費の無料化ということで昨年度から実施しておるものがございます。

木村いづみ議員 今学んでいる学生たちが福崎町に住み続け、町内に就職し、住んでよかったですと思えるような福崎町にしていきたいと思えます。

次に、防災対策についてです。平成25年7月に原子力災害に係る広域避難の受け入れ調整についての案が出されていきました。関西広域連合では福井、滋賀、京都、3府県の要請に基づき、福井県内の原子力発電所で事故災害が発生した場合に3府県から府県外避難が見込まれる25万2,000人について、関西圏域全体の受け入れ調整を行う。福井県は兵庫県に対して要請、福井県小浜市の方を当時福崎町は689人受け入れることとなっていました。各小学校の体育館、第1・第2体育館、サルビア会館、八千種研修センター、春日ふれあい会館が受け入れ避難所となっていました。田原小学校もあれから体育館も新しくなり、その後受け入れ人数の変更などはありませんでしたか、なかったんでしょうか。

住民生活課長 平成25年7月の民生まちづくり常任委員会で報告いたしました原子力災害に係る広域避難の受け入れ案でございますが、その後、関西圏域全体での調整がなされ、平成28年7月1日に覚書を締結しております。最終的な受け入れ人数は834人となっております。

木村いづみ議員 田原小学校の体育館、新しくなっていますが、そこで人数の変更とかはされていますか。

住民生活課長 小浜市の地区ごとの受け入れということになりますので、田原小学校で何人というわけではないんですが、田原小学校、福崎小学校で411人受け入れる数字となっております。

木村いづみ議員 起きてはならないことではあるんですけども、もしも受け入れることになった場合の詳細なマニュアルとかはあるんでしょうか。

住民生活課長 兵庫県が示します原子力災害発生時における避難者受け入れマニュアルがございます。

木村いづみ議員 各小中学校の体育館が長期にわたり避難所となった場合、町内の子どもたちの学習面の影響や受け入れた子どもたちの教育など、また避難して来られた方々の食事や入浴、寝具などの対応はどうなっていますか。

学校教育課長 各小中学校の体育館が長期にわたり避難所となった場合の町内の子どもたちの学習面への影響といたしましては、物理的に体育館が使用できず、体育の授業が体育館でできないこと、時期によりますけれども、体育館での行事や入学式、卒業式などができなくなります。さらに、受け入れた子どもたちの教育につきましては、東日本大震災により被災した児童生徒の受け入れ事例を参考にいたしますと、通常の転学手続に必要な書類がそろわない場合でも可能な限り受け入れを行い、状況が落ち着いてから手続を行うなど、できる限り弾力的に行うように取り扱う通知が出ておりましたので、同じような取り扱いになるものと考えております。

木村いづみ議員 食事や入浴、寝具の件、お願いします。

住民生活課長 食事や入浴、寝具など避難所の運営につきましては、覚書で、小浜市、福崎町双方が協力し、円滑な運営に努めることとなっております。また、福井県、兵庫県も連携し、必要物資の調達を行うようとなっております。

木村いづみ議員 介助や見守りなど、特別な支援を必要とする高齢者や障害者等が同じ体育館で避難生活を送ることは難しいと思います。想定外の災害が起こり得る時代へとなっている今、避難して来られた方も受け入れる側の町民も安心して暮らせるように災害に備えていただきたいと思います。

大雨洪水警報が出た際の避難所におけるコロナ対策についての質問は、三輪議員の質問時の答弁をもって理解いたしましたので省略させていただきます。防災面の強化も大切ではありますが、これからは災害に備える備災が重要と考えます。コロナの第2波、第3波に備え、私たちが何を優先にすべきか、何にお金を使うべきか考え直すときだと思います。全ての町民が心も体も安全、安心して毎日過ごせますように、そして大きな声だけでなく、小さな声のSOSを聞き逃すことなく支援していただきますようお願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。

議 長 以上で、木村いづみ議員の一般質問を終わります。

本日の一般質問はこれにて終了いたします。

以上で、本会議3日目の日程は全て終了いたしました。

次の定例会4日目は、明日6月17日水曜日、午前9時30分から再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午前11時40分